

# 伯耆町高等学校等通学助成金交付事業実施要綱

## ○伯耆町高等学校等通学助成金交付事業実施要綱

令和2年4月7日  
教育委員会訓令第3号

### (目的)

第1条 この訓令は、高等学校等に通学する生徒の保護者に対して、通学に要する経済的負担を支援し、もって教育の機会均等及び定住の維持促進に資することを目的として交付する伯耆町高等学校等通学助成金(以下「助成金」という。)について、伯耆町補助金等交付規則(平成17年伯耆町規則第44号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この訓令に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める高等学校又は高等学校に準ずると認められる学校をいう。
- (2) 公共交通機関 鉄道及び路線バス(地方自治体が運行するものを含む。)をいう。
- (3) 定期乗車券等 公共交通機関が発行する定期乗車券及び回数乗車券をいう。

### (助成対象者)

第3条 助成金の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、伯耆町に住所を有する生徒の保護者(親権者、未成年後見人その他当該生徒と同居し、又は監護を行う者をいう。)とする。ただし、定期乗車券等購入助成金にあっては、伯耆町に住所を有し、県内の高等学校等への通学に定期乗車券等を使用し公共交通機関を利用する生徒の保護者とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者となることはできない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生業扶助(通学のための交通費)の受給者
- (2) 特別支援教育就学奨励費で通学費の全額を支給される者

### (助成対象期間)

第4条 助成金の対象となる期間は、高等学校等に就学から3年間を上限とする。

### (助成金の種類及び助成額)

第5条 助成金の種類は次のとおりとする。

- (1) 通学支援助成金 現に通学した月を支給対象月(8月及び3月を除く。)として1月当たり1,000円を助成する。
- (2) 定期乗車券等購入助成金 最も経済的な経路による定期乗車券等の購入額が1月当たり7,000円を超えるときに、超えた額に相当する額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を助成する。ただし、支給対象となる期間は、各学年の3月及び休学期間等の通学実体のない期間を除くものとし、定期乗車券等の有効期間が支給対象となる期間以外の期間を含む場合は、日割り計算により算出した額を助成対象額とする。

### (交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、伯耆町高等学校等通学助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、教育長に申請するものとする。

- (1) 学生証の写し又は在学証明書その他高等学校等に在学することを証する書類
- (2) その他教育長が特に必要と認める書類

2 定期乗車券等購入助成金の交付を受けようとする者は、前項の書類に加え、次の各号に掲げる書類を添えて、教育長に申請するものとする。

- (1) 購入した定期乗車券の写し又は使用済みの定期乗車券
- (2) 購入した回数乗車券原本又は当該回数乗車券の領収書の写し

3 助成金の交付申請は、通学した学年度内に行わなければならない。ただし、定期乗車券等購入助成金の交付を受けようとする者は、通学定期券等の有効期間が購入年度の3月31日を越える場合は、通学定期券等の有効期間が含まれる各学年度に交付申請をするものとする。

4 助成対象者は、助成金の交付申請に当たって、既に助成金の交付の対象となった経費がある場合は、当該経費を除いてこれを行わなければならない。

### (交付決定)

第7条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

# 伯耆町高等学校等通学助成金交付事業実施要綱

2 教育長は、助成金の交付を決定したときは、伯耆町高等学校等通学助成金交付決定通知兼支払通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(助成金の返還等)

第8条 教育長は、助成金の交付を受けた者が、虚偽の申請等により不正に助成金を受けたときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 教育長は、助成金の交付を受けた者の生徒が退学等により、生徒でなくなったときは、助成金の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月12日教委訓令第7号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年5月17日教委訓令第11号)

この訓令は、公表の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)